

**長崎県中小企業団体中央会の官公需関連事業
と長崎県の官公需適格組合について**

令和2年12月3日

長崎県中小企業団体中央会

I 官公需適格組合制度について

1. 中小企業の制約の多くは、経営の規模が小さいことに起因するものが大半です。一社では受注できない案件でも、組合員が共同して受注すれば確実に契約を履行できる場合が少なくありません。こうして生まれたのが、組合による共同受注事業であり、官公需の共同受注です。
2. 国では、中小企業者によるこうした積極的な取り組みを支援するため、官公需法第3条において「…国等が契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の拡大を図るよう努めなければならない。この場合においては、新規中小企業者及び組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と定めています。
3. これは、中小企業等協同組合法に基づいて設立された事業協同組合をはじめとする中小企業組合は、法律の手続きを経て国や都道府県が認可した法人であり、民主的かつ公平な運営が制度的に確保されている信頼性が高い組織であることが、組合を積極的に活用すべきであるとする大きな理由となっています。
4. 官公需適格組合制度は、こうした中小企業組合の中でも、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合であることを、申請に基づいて各経済産業局長及び沖縄総合事務局長が証明する制度です。主な目的は、中小企業1社では対応できない、規模の大きな案件等を共同で受注し、組合員企業の経営の安定に資することです。
5. 官公需適格組合制度は、その普及のため、国等の契約の方針において、「国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。」と定められています。

Ⅱ 官公需適格組合行動憲章

平成 17 年 6 月 23 日制定

平成 21 年 6 月 9 日改定

全国官公需適格組合受注確保協議会

- ①官公需適格組合は、組合員企業の経営の安定と組合の受注能力の向上に努める。
- ②官公需適格組合は、地域社会に融和し愛される組合であり続けるため、積極的な社会貢献活動を実施するとともに、情報開示や地域社会とのコミュニケーションに努める。
- ③官公需適格組合は、官公需をはじめ、あらゆる発注に関して、適正価格での受注に努める。
- ④官公需適格組合は、地球環境問題の重要性を認識し、循環型社会の実現、CO₂ 排出削減等に対して十分な配慮と対応に努める。
- ⑤官公需適格組合は、IT 化、技術開発、品質の向上、コスト縮減など経営革新に努める。
- ⑥官公需適格組合は、組合員企業の雇用の確保と従業員の技術・能力の向上等を支援し、安全で働きやすい労働環境を確保し、ゆとりと豊かさの実現に努める。
- ⑦官公需適格組合制度は、法令を遵守するものとする。

Ⅲ 長崎県中小企業団体中央会の官公需適格組合の普及促進に向けた取組

- (1) 官公需適格組合の申請・更新手続きに関する支援
(工事 1 組合、物品等 2 組合)
- (2) 全国中小企業団体中央会（全国官公需適格組合協議会）を通じた、全国の中小企業・官公需適格組合の受注機会の増大に関する要望

○全国の官公需適格組合の現状

全国の官公需適格組合は890組合（令和2年9月末現在）

内訳：物品 181組合

工事 213組合

役務 496組合

※令和元年6月末は877組合

○全国官公需適格組合協議会の概要

<団体名>

全国官公需適格組合協議会（略：全国適格協）

<目的>

全国の官公需適格組合の結束によって、共通する諸問題の解決を図り、また 官公需に関する情報を迅速に提供し、かつ、会員相互の交流を活発にすることによって各組合の受注体制の整備、受注能力の向上を実現し、もって官公需の受注を確保し、中小企業の経営の安定とその経済的地位の向上に資することを目的とする。

<設立>

1982年6月25日

<代表者>

会長 高橋 秀美

<会員数等（令和2年7月1日現在）>

1号会員（都道府県協議会） 15会員

2号会員（都道府県の適格組合） 8会員

3号会員（全国地区の適格組合） 4会員

<主な活動内容>

●政策推進活動

中小企業及び官公需適格組合の官公需受注増大に向けて、道府県協議会、中央会との連携のもとに国会・政府・公庫等に対して「全国の中小企業・官公需適格組合の受注機会の増大に関する意見」として陳情活動を行っている。

●通常総会・受注力強化セミナー(官公需フォーラム)等の開催

官公需施策の現状と問題点の把握、効果的な官公需共同受注事業のあり方並びに情報交換等を目的とした受注力強化セミナー(官公需フォーラム)を全国中央会との連携により開催。

●情報提供・収集活動

- ・Face book 等による情報提供
- ・協議会ホームページの更新

- ・官公需適格組合ロゴ・会員証明カードの普及促進
- ・その他、官公需に関する情報・資料等の収集と提供

●関係団体への協力

●要望活動（令和元年度）

本協議会通常総会で決議された要望「令和元年度通常総会決議事項」については、全国中央会が作成した中小企業団体全国大会決議に盛り込み、全国中央会において各政党、中小企業庁及び関係先に対して陳情活動を行っている。

令和元年度は、11月7日「鹿児島アリーナ」（鹿児島市）において『新時代の幕開け 団結でひらく 組合の未来』を大会のキャッチフレーズに「第71回中小企業団体全国大会」を開催。

大会の議事では、「災害対策の拡充」「中小企業の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進」、「中小企業・小規模事業者等の生産性向上支援等の拡充」などについて意見発表が行われ、官公需適格組合への受注拡大などを訴え、中小企業対策の拡充に関する26項目の要望を決議。

<第71回中小企業団体全国大会における官公需対策に関する要望事項>

1. 官公需対策の拡充

国等の契約方針の中小企業向け契約金額の達成に向けた取組強化、最低制限価格制度の導入等による適正価格での発注、競り下げ方式（リバースオークション）の廃止、分離・分割発注の推進、少額随意契約の活用、官公需相談センターへの財政支援など

2. 官公需適格組合の更なる活用

官公需適格組合制度の周知及び発注目標の設定、監理技術者等の在籍出向かかる積極的運用

長 崎 県 官 公 需 適 格 組 合 名 簿

(令和2年12月現在)

NO.	組 合 名	住 所	電 話	区 分	証 明 業 種	証 明 年 月 日	証 明 番 号	証 明 有 効 期 限
1	長崎県石油協同組合	長崎市元船町 2番8号	095-826-4181	物 品	石油製品販売	01. 7. 29	令和元・07・29 九州第10号	01. 8. 1~04. 7. 31
2	長崎県北生コン協同組合	佐世保市宮田町 4番19号	0956-76-7001	物 品	生コンクリート 販売	01. 11. 28	20191121 九州第4号	01. 12. 15~04. 12. 14
3	佐世保管工事協同組合	佐世保市高梨町 356番地1	0956-24-6363	工事イ	管、水道施設、土木、 舗装工事	29. 12. 25	平成29・12・25 九州第13号	30. 1. 1~02. 12. 31

長崎県石油協同組合

所在地 〒850-0035 長崎市元船町2番8号 元船さくらビル5階
電話 095(826)4181 FAX 095(826)0649
E-mail nagaseki@sweet.ocn.ne.jp
HPアドレス <http://www.nagaseki.net/>

第1回官公需適格組合証明取得 昭和60年4月

- (1) 代表者 藤岡 秀則
- (2) 設立年月日 昭和28年1月22日
- (3) 出資金 9,381千円
- (4) 組合の地区 長崎県
- (5) 組合員数 245名
- (6) 組合員資格 石油製品販売業を行う事業者
- (7) 事務局責任者役職・氏名 事務局長 上野 一茂
常勤職員数4名(うち技術者数一名)
- (8) 主な物的施設 事務所(借用) 62.48㎡
土地
その他の設備等
- (9) 主な受注品目 石油製品
- (10) 共同受注実績

年度	受注件数	受注金額
平成30年度	31件	763,031千円
令和元年度	31件	783,181千円

主な発注機関

- (1) 国等 長崎大学、長崎労働局
- (2) 地方公共団体
 - (a) 都道府県 長崎県警察本部
 - (b) 市町村 長崎市、佐世保市、島原市、雲仙市、南島原市

(11) 組合が受けている資格・許認可

石油製品販売業開始届出書 平成3年4月9日 届出番号 8-42-0-01669

(12) 現在の証明有効期限 令和4年7月31日

《PRコーナー》

当組合は、長崎県下一円において、石油製品並びに副製品を販売する事業者たる組合員245名を以って組織し、近年石油販売業を取り巻く環境の変化、国際的な情勢の変動などを踏まえながらも、消費者の信頼に応えるべく、品質の確保と安定供給に努力し、地域密着で安全な社会作りに貢献している。現在、長崎大学、長崎県警本部等を中心に順調に推移中である。

今後も、公共性、利便性、安定性、安全性を認識して頂き、組合支部とも協力し、受注促進に取り組んでいきたい。

長崎県北生コン協同組合

所在地 〒857-0032 長崎県佐世保市宮田町1番6号

電話 0956(76)7001 FAX 0956(76)7002

E-mail fvbs1090@mb.infoweb.ne.jp

HPアドレス -

第1回官公需適格組合証明取得 平成5年7月

- (1) 代表者 理事長 福田 輝機
- (2) 設立年月日 昭和56年3月27日
- (3) 出資金 2,700 万円
- (4) 組合の地区 長崎県佐世保市、東彼杵郡東彼杵町及び波佐見町
- (5) 組合員数 6名
- (6) 組合員資格 生コンクリートの生産又は、販売をおこなう事業者であること
- (7) 事務局責任者役職・氏名 専務理事 吉 井 誠
常勤職員数4名
- (8) 主な物的施設 事務所(所有) 276.66㎡ 土地(所有) 327.96㎡
その他の設備等 該当なし
- (9) 主な受注品目 生コンクリート
- (10) 共同受注実績

年 度	受 注 件 数	受 注 額
平成30年度	1,515件	2,041,900千円
令和元年度	1,514件	1,804,736千円

主な発注機関

- (1) 国等 国土交通省九州地方整備局 他
- (2) 地方公共団体
 - (a) 都道府県 長崎県
 - (b) 市町村 佐世保市、松浦市 他
- (11) 組合が受けている資格・許認可 該当なし
- (12) 現在の証明有効期日 令和元年12月14日

《PRコーナー》

本組合は、昭和56年3月設立し、それ以来建設基礎資材の供給者として生コン産業の社会的使命を自覚し、品質管理の良い生コンクリートを適正価格で安定供給をモットーとして共同販売事業を推進しております。

共同販売事業を完全に実施するため、受注窓口を組合で一本化し、需要者の便宜を図っております。特に品質管理については、長崎県生コンクリート品質管理制度にもとづき、品質確保には、万全を期し、また、市内工場においては高強度生コンクリートを取得し建設業者などのニーズに応じております。

佐世保管工事協同組合

所在地 〒857-0811 長崎県佐世保市高梨町 356 番地 1
電 話 0956-24-6363 F A X 0956-23-4175
E-mail kan2467@peach.ocn.ne.jp
HPアドレス <http://kk-network.ddo.jp/sasebo/index.html>

第 1 回官公需適格組合証明取得 平成 20 年 12 月

- (1) 代 表 者 理事長 稲次 豊
- (2) 設立年月日 昭和 36 年 7 月 20 日
- (3) 出 資 金 27,300 千円
- (4) 組合の地区 長崎県佐世保市
- (5) 組合員数 21 名
- (6) 組合員資格 管工事・水道施設工事・消防施設工事・土木工事・舗装工事の事業を行う者で、
佐世保市水道局及び下水道工事業者指定証を有する事業者
- (7) 事務局責任者役職・氏名 事務局長 末竹 伸二 常勤職員数 6 名（うち技術者数 3 名）
- (8) 主な物的施設 事務所（所有） 3 階建て事務所 延べ 389 m²
土 地 426 m²
その他の設備等
- (9) 主な受注品目 管工事、水道施設工事
- (10) 共同受注実績

年度	受注件数	受注金額
平成 30 年度	3,175 件	274,071 千円
令和元年度	2,642 件	250,627 千円

主な発注機関

佐世保市水道局

- (11) 組合が受けている資格・許認可
 - ・一般建設業 長崎県知事 許可（般-27）第 7450 号（土・ほ・水・電）
 - ・特定建設業 " （特-27） （管）
- (12) 現在の証明有効期限 令和 2 年 12 月 31 日

《PRコーナー》

昭和 62 年に、佐世保市水道局と緊急給水業務の支援、給水装置の修繕業務に関する協定を締結、さらに平成元年には宅地内水道修繕工事の業務委託契約を締結している。

また、平成 6 年には佐世保市内の異常濁水による 264 日間にわたる給水制限が始まり、期間中、本組合は佐世保市の災害支援要請により給水業務に協力し、地域内での貢献度も高い。さらに、平成 7 年度の阪神淡路大震災時には、佐世保市水道局との連合により、神戸市に水道施設復旧工事支援隊を 2 週間にわたり派遣し、地域外への貢献度も高い。

本組合は、佐世保市水道局からの管工事・水道施設工事受注を中心とした、組合共同事業の遂行は比較的順調で、組合及び組合員の結束力も強く、本県北地区の優良組合の 1 つである。組合の工事受注等の事業運営については、安定した受注の確保により経営基盤も堅調であり順調な運営が続いている。今後、官公需適格組合証明取得をきっかけに、さらなる共同受注の成果が期待される。